

最高裁秘書第3288号

令和4年11月14日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 堀田眞哉

司法行政文書の開示についての通知書

6月10日付け（同月13日受付、第040206号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

記

1 提供する司法行政文書の情報等

「意見等に対する回答要旨」と題する文書抜粋（片面で2枚）

2 提供しないこととした部分とその理由

1の情報には、公にすることにより裁判所の情報セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 提供の実施方法

写しの送付

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

なお、1の文書について、抜粋されていない状態の文書の開示を求める場合には、新たな開示の申出を行ってください。

(担当) 秘書課 (文書開示第二係) 電話 03 (4233) 5240 (直通)

10 [REDACTED] の期間計算機能をシステム化すること。

[REDACTED] の期間計算等は、書記官事務の在り方の観点からは、

本来、書記官が法令に基づき一件一件注意を払って計算するとともに、事件記録の保管と相まって適切に進行管理を行うべき事務である。また、当該期間計算の機能を設けたとしても、システムという性質上、誤りを一切なくすことは困難である。そこで、まずは書記官が法令に基づき一件一件注意を払って行った手計算の結果を入力するとともに、暦計算等が比較的複雑となる場合もあることから、その後、

[REDACTED]  
[REDACTED]

[REDACTED] することで、書記官がこれらの計算結果を参考に自らの手計算の結果の正確性を再度吟味した上で、適正な数値をシステムに登録するといった仕様にすることを予定しているものである。このような仕様にすることで、正確性を吟味する機会が増え、過誤の防止に資するものになると考えている。

11 先行 3 システムの少年事件の [REDACTED] についても同様の機能を設けること。

高裁及び簡裁刑事部分の [REDACTED] 事務について、[REDACTED]  
[REDACTED] する機能を設けることとしたのは、少年事件部分の [REDACTED] とは異なり、[REDACTED] 等の各種手続が頻繁で事件数が多く、暦計算等が比較的複雑となる場合があることに鑑み、このような [REDACTED] する機能をシステム化することにより、合理的な費用で、事務処理の効率化を図るとともに、過誤防止にも資する場合があると考えられたからであり、これとは異なる少年事件部分について、同様の機能を設けることは考えていない。